

○総務省令第四十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月三十日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>一 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>〔(1)～(13) 略〕</p> <p>(14) <del>設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)</del>及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>〔略〕</p> <p>(15) <del>略</del></p> <p>(16) <del>略</del></p> <p>(17) <del>設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)</del>及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>〔略〕</p> <p>(18) <del>略</del></p> <p>(19) <del>略</del></p> <p>(20) <del>設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。)</del>に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>〔(21)～(26) 略〕</p> <p>(27) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第三項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(28) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第四項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局(自営等広帯域移動無線アクセスシステム(無線局根本基準第三条第二号の二に規定するものをいう。以下この条において同じ。)の陸上移動局を除く。)に係るもの</p> <p>(29) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>〔三〇七の二 略〕</p> <p>七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第三項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(4) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第四項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局(自営等広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)に係るもの</p>	<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔(1)～(13) 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔(14) 同上〕</p> <p>〔(15) 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔(16) 同上〕</p> <p>〔(17) 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔(18)～(23) 同上〕</p> <p>(24) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第三項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(25) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局(自営等広帯域移動無線アクセスシステム(無線局根本基準第三条第二号の二に規定するものをいう。以下この条において同じ。)の陸上移動局を除く。)に係るもの</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三〇七の二 同上〕</p> <p>七の三 〔同上〕</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第三項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(4) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局(自営等広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)に係るもの</p>

<p>(5) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第五項及び第九項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>七の四 ローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>〔(3) 略〕</p> <p>(4) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>〔八〇十 略〕</p> <p>十一 前条第二項第三号に規定する基地局</p> <p>〔(1)～(18) 略〕</p> <p>(19) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>(20) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項及び第八項に規定する技術基準</p> <p>〔十二 略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>七の四 〔同上〕</p> <p>〔(1) 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔(2) 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔八〇十 同上〕</p> <p>十一 〔同上〕</p> <p>〔(1)～(18) 同上〕</p> <p>(19) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項及び第六項に規定する技術基準</p> <p>(20) 設備規則第四十九条の二十九の二第二項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>〔十二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第5の様式のとおりとする。</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。</p> <p>アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。</p> <p>[様式略]</p> <p>[注1～17 略]</p> <p>18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。</p> <p>(1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、<u>携帯無線通信を行う基地局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局及び特定地球局の場合を除く。</u>）</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>[ (2) 略]</p> <p><u>(3) 携帯無線通信を行う基地局、ローカル5Gの基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の場合</u></p> <p>ア 設置場所の□にレ印を付けること。</p> <p>イ 送信所、受信所、通信所等無線設備の無線設備で設置場所を異にするものについては、<u>設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄に記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p>	<p>別表第二号第2 [同左]</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1～17 同左]</p> <p>18 [同左]</p> <p>(1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、<u>フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局及び特定地球局の場合を除く。</u>）</p> <p>[ア～ウ 同左]</p> <p>[ (2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3) [同左]</u></p>

(5) [略]

(6) [略]

[19～21 略]

22 22の欄は、次によること。

[(1)～(10) 略]

- (11) ローカル5Gの無線局であり、地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては、受けようとする免許の対象区域における地域社会の諸課題の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

[(12)～(16) 略]

[23～25 略]

別表第二号の二第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式略]

[注1～15 略]

16 16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

[(1)～(4) 略]

- (5) ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。）の無線局及び広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。）の無線局であつて、2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するもので、単純反射板（無給電中継装置（施行規則第2条第1項第44号に規定するものをいう。）であつて、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。）を使用する場合は、「単純反射板を使用する。」と記載すること。

[17～27 略]

(4) [同左]

(5) [同左]

[19～21 同左]

22 [同左]

[(1)～(10) 同左]

- (11) ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の無線局であり、地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては、受けようとする免許の対象区域における地域社会の諸課題の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

[(12)～(16) 同左]

[23～25 同左]

別表第二号の二第2 [同左]

[様式同左]

[注1～15 同左]

16 [同左]

[(1)～(4) 同左]

[新設]

[17～27 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の11画と線を含む記号部分を除く全体的に11画と線は対応している。

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(定義)

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

「一〇四の六 略」

四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式(半複信方式を含む。)又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

「五〇十六 略」

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局(中継(携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下この条において同じ。))を行うものに限る。)にあつては同号及び第四号の条件に限る。)に適合するものでなければならない。

「表略」

「一・二 略」

三 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備(第五号に規定するものを除く。)は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「イ〇ホ 略」

「四 略」

五 「~~第三号(ホを除く。)~~の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、同号中「前二号」とあるのは「~~第一号(クを除く。)~~及び前号」と、同号ハ中「~~四〇〇ミリワット以下(複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下)~~」とあるのは「~~二〇〇ミリワット以下~~」とし、同号ホ中の表を次の表のとおり読み替えるものとする。」

チャンネル間隔(㎐)	周波数幅(㎐)
五	四・五二五
一〇	九・三七五

改 正 前

(定義)

第三条 「同上」

「一〇四の六 同上」

四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

「五〇十六 同上」

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十二 「同上」

「表同上」

「一・二 同上」

三 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「イ〇ホ 同上」

「四 同上」

「新設」

一五	一四・二三五
一〇	一九・〇九五

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七 GHzを超え二八・二 GHz以下又は二九・一 GHzを超え二九・五 GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二八・二 GHzを超え二九・一 GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

【一・二 略】

三 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第五号に規定するものを除く。）は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

【イホ 略】

【四 略】

五 第三号の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、「同号中「第一号及び前号」とあるのは「第一号（を除外。）及び前号」と読み替えるものとする。

【3と7 略】

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

【表略】

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（第四号に規定する陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）であること。

【ロとチ 略】

【二 略】

三 陸上移動局の無線設備（次号に規定するものを除く。）は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

2 【同上】

【一・二 同上】

三 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

【イホ 同上】

【四 同上】

【新設】

【3と7 同上】

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

【表同上】

一 【同上】

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

【ロとチ 同上】

【二 同上】

三 陸上移動局の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「イ」ホ 略

四 前号の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、同号中「前二号」とあるのは「第一号（へを除く。）及び前号」と読み替えるものとする。

〔2・3 略〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第五項に規定するものを除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

〔四 略〕

〔4 略〕

5 第三項の規定は、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められる陸上移動局の無線設備について準用する。この場合において、同項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第一号ホを除く。）」と、同項第二号中「四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあっては八〇〇ミリワット以下）」とあるのは「二〇〇ミリワット以下」と読み替えるものとする。

6 7 9 略

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第11 略〕

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備

「イ」ホ 同上

〔新設〕

〔2・3 同上〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔2 同上〕

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 同上〕

二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に四〇〇ミリワット（複数の空中線端子を用いた送信の場合は八〇〇ミリワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

〔四 同上〕

〔4 同上〕

〔新設〕

5 7 8 〔同上〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第11 同左〕

第12 〔同左〕

の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

[1～5 略]

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備

〔1〕 略]

(2) 第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備

ア チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

イ～ス [略]

セ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてイからシまでに定める値

ソ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてアからエまでに定める値（ただし、ローカル5Gの無線局の無線設備にあつては、イ又はエに定める値。）

(3) 第49条の6の12第2項に規定する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備  
[ア～カ 略]

キ 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてア又はイに定める値

〔4〕 略]

[第13～第51 略]

[1～5 同左]

6 [同左]

〔1〕 同左]

(2) [同左]

[新設]

ア～シ [同左]

ス 陸上移動局（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じてアからサまでに定める値

[新設]

(3) [同左]

[ア～カ 同左]

[新設]

〔4〕 同左]

[第13～第51 同左]

第52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。

[1 略]

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

(1) チャンネル間隔が5 MHzのもの 5 MHz

(2) [略]

(3) チャンネル間隔が1.5 MHzのもの 1.5 MHz

(4)～(7) [略]

(8) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔の総和に応じて(4)から(7)までに定める値

(9) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じて(2)及び(4)から(7)までに定める値

(10) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じて(1)から(4)までに定める値

[第53～第80 略]

第52 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[新設]

(1) [同左]

[新設]

(2)～(5) [同左]

(6) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔の総和に応じて(2)から(5)までに定める値

(7) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じて(1)から(5)までに定める値

[新設]

[第53～第80 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の11番傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記にある。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十一の三十の二 略〕</p> <p><del>十一の三十の三 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</del></p> <p>〔十一の三十一〇十一の三十一の四 略〕</p> <p>十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三十二の二 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。)及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p><del>十一の三十二の三 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</del></p> <p>〔十一の三十三〇十一の三十四 略〕</p> <p>十一の三十四の二 設備規則第四十九条の六の十三第二項(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。)においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>〔十二〇五十四の四 略〕</p> <p>五十四の五 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第二項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の五の二 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第七項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の五の三 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第八項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の五の四 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第六項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の六 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第三項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の六の二 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第四項及び第九項においてその無</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十一の三十の二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔十一の三十一〇十一の三十一の四 同上〕</p> <p>十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三十二の二 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。)においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔十一の三十三〇十一の三十四 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔十二〇五十四の四 同上〕</p> <p>五十四の五 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第二項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の五の二 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の五の三 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の五の四 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の六 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>五十四の六の二 設備規則第四十九条の二十九の二第二項、第四項及び第八項においてその無</p>

無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備  
五十四の六の三 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第九項においてその無

無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

[五十五〜八十一 略]

[2 略]

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

[1・2 略]

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

[表 別紙二 挿入]

[注1〜24 略]

[イ・ウ 略]

[11・11 略]

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと  
する。

[様式略]

[注1〜3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第2条第1項第11号の30の2に掲げる無線設備	DQ
第2条第1項第11号の30の3に掲げる無線設備	PQ
[略]	[略]
第2条第1項第11号の32の2に掲げる無線設備	HQ
第2条第1項第11号の32の3に掲げる無線設備	QQ
[略]	[略]

無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

[新設]

[五十五〜八十一 同上]

[2 同上]

別表第一号 [同上]

一 [同上]

[1・2 同上]

(3) [同上]

[同上]

ア [同上]

[表 別紙一 挿入]

[注1〜24 同上]

[イ・ウ 同上]

[11・11 同上]

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

[同左]

[様式同左]

[注1〜3 同左]

4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第2条第1項第11号の30の2に掲げる無線設備	DQ
[同左]	[同左]
第2条第1項第11号の32の2に掲げる無線設備	HQ
[同左]	[同左]

第2条第1項第11号の34に掲げる無線設備	K R
第2条第1項第11号の34の2に掲げる無線設備	R Q
[略]	[略]
第2条第1項第54号の6の2に掲げる無線設備	N Q
第2条第1項第54号の6の3に掲げる無線設備	S Q
[略]	[略]

[5 略]

第2条第1項第11号の34に掲げる無線設備	K R
[同左]	[同左]
第2条第1項第54号の6の2に掲げる無線設備	N Q
[同左]	[同左]

[5 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



